

議第 43 号

令和7年度 近江八幡市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度近江八幡市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 26 日提出

近江八幡市長 小西 理

# 第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域鉄道対策事業	35,886
2 総務費	1 総務管理費	家計応援商品券配布事業	411,268
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	5,159
3 民生費	1 社会福祉費	民間心身障害児者社会福祉施設整備事業	26,333
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	14,154
3 民生費	3 生活保護費	セーフティネット支援対策等事業	360
3 民生費	3 生活保護費	生活保護事業	39,900
3 民生費	3 生活保護費	中国残留邦人生活支援事業	282
4 衛生費	1 保健衛生費	企業会計繰出金	48,000
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業	10,338
6 農林水産業費	3 水産業費	沖島漁業会館整備補助事業	116,056
8 土木費	2 道路橋りょう費	国庫補助市道改良事業	158,386
8 土木費	2 道路橋りょう費	国庫補助市道長寿命化事業	22,821
8 土木費	4 都市計画費	都市公園施設長寿命化整備事業	114,605
9 消防費	1 消防費	水防対策活動事業	10,725
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	142,237
合 計			1,156,510

## 提案理由

総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費及び教育費において、明許繰越が発生するため、翌年度に使用できる経費を繰越明許費として追加する。